

6

学校における役割と具体的な動きは

子どもの虐待は、子育て中のどの家庭でも起こりうるものだという視点のもとで、虐待の早期発見に努めます。児童虐待ではないかと疑ったら、下記の手順で対応します。

<p>初期対応 通告・調査</p>	<p>虐待ではないかと疑ったら、その時点で、まず市町村教育委員会、市町村児童福祉主管課、県地域振興局地域健康福祉部へ通告します。</p> <p>学校としては、その折りに、虐待に関する事実関係について、できるだけ細かく調査（虐待の頻度や状態）し、記録を残しておくこと、また、身体的な傷については、傷のある部位がわかるように記録し、報告することが望まれます。</p> <hr/> <p>学校が通告するまでのポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待の疑いを担任が持つような事実を発見したら、 2 校長を中心とした生徒指導委員会を開催し、情報交換を行う。 3 市町村教育委員会・市町村児童福祉主管課あるいは子ども家庭相談室（各地域振興局・大津健康福祉センター内）に連絡し相談をする。 【命にかかわる緊急の場合は子ども家庭相談センターへ通告する】 4 日々の児童の状況を把握し、細かく記録する。 5 学校スパック会議を開催し、共通理解と具体的な対応を検討する。 <p>※市町村児童福祉主管課等において関係機関連絡調整会議を開催することもあるので、学校スパック会議で対応するかどうか相談しておくこと。</p>
<p>関与</p>	<p>特に、深刻な事例の場合、学校が単独で判断し関与することは、危険な結果に至る場合があり、必ず、子ども家庭相談センターなど専門機関の判断を求めする必要があります。緊急時には警察の協力も必要です。</p> <hr/> <p>学校が緊急に関与をするときのポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 以下の①、②のような状況のときは、まず、子ども家庭相談センターまたは警察に連絡し、子どもの安全確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ①子どもが身体的暴行や養育の放棄などの虐待を受けた結果、重い外傷や栄養失調、脱水症状等、生命が危ぶまれるような状態にあるとき。 ②棄児・置き去り児を発見したとき。 2 一刻を争う場合には、110番通報により警察を通じて医療機関での入院治療につなぐ。 3 その後の対応は、子ども家庭相談センターが中心となり行われる。
<p>援助</p>	<p>家庭訪問等を行い、保護者の気持ちを受容しながら、家庭での様々な悩みごとについて、できるだけ相談相手となり、子育てのアドバイスなどの援助も望まれます。</p> <hr/> <p>学校が援助を行うポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「疑い」があれば児童生徒から無理せず自然に話を聞くようにする。 2 援助は単独で始めないで、スパック会議等を開催し、何に焦点をあてて援助するのか、どんな役割分担を行うか等相談協議して行う。 3 単に加害者と被害者という関係で見ないで、虐待者も不安や恐れの中で苦しんでいることに目を向けた援助を行う。 4 諭したり、教えたりすることは「自分が悪い」という実感を強めるだけです。まず、受容をする。 5 情報収集に行き過ぎがあると、情報が外部に流れたり、かえって子どもや親を傷つける危険性がある。

7 関係機関連絡先

市町村関係部局・機関（各学校で記入のこと）

	住 所	電話番号
当該市町村児童福祉主管課		
当該警察署		

県関係部局・機関

	住 所	電話番号
中央子ども家庭相談センター	草津市笠山七丁目4-45	077-562-1121
彦根子ども家庭相談センター	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
小児保健医療センター	守山市守山五丁目7-30	077-582-6200
精神保健総合センター	草津市笠山八丁目4-25	077-567-5001

	住 所	電話番号
大津健康福祉センター	大津市におの浜四丁目4-5	077-522-6766
湖南地域振興局地域健康福祉部	草津市草津三丁目14-75	077-567-5410
甲賀地域振興局地域健康福祉部	甲賀郡水口町水口6200	0748-63-6145
東近江地域振興局地域健康福祉部	八日市市緑町8-22	0748-22-1300
東近江地域振興局（八幡支所）	近江八幡市桜宮235	0748-33-3291
湖東地域振興局地域健康福祉部	彦根市和田町41	0749-21-0283
湖北地域振興局地域健康福祉部	長浜市平方町1152-2	0749-65-6610
湖北地域振興局（木之本支所）	伊香郡木之本町黒田1234	0749-82-3376
湖西地域振興局地域健康福祉部	高島郡今津町今津448-45	0740-22-2419

相談電話

	電話番号	備 考
青少年・子ども電話総合相談室	077-516-2255 077-516-2233 (*子ども専用電話)	毎日 9時~21時 (年末年始のぞく)

学校スバック会議について

- 学校スバック会議とは
 - 学校問題行動対策会議の略です。(School Problems Action Committee)
- 学校スバック会議はどのようなときに誰が開催するのか。
 - 学校で問題行動が起こったときに、学校だけで抱え込まず、必要に応じて地域・関係機関等を含めた会議を開催し、対応策を講じます。会議は校長が主宰します。
- 構成メンバーは
 - 問題の内容により異なりますが、主な構成は子ども家庭相談センター、主任児童委員、児童委員、市町村児童福祉主管課、少年センター、警察、市町村教育委員会、子ども家庭相談室（各地域振興局・大津健康福祉センター内）等です。

事例報告

子どもの虐待防止ネットワークあいち（CAPNA）との連携

1 自治体名 愛知県（担当課：健康福祉部児童家庭課 要保護児童対策G）

2 事業名 虐待防止啓発事業 「NPOとの連携」

3 事業の概要

(1) 目的

複雑化した児童虐待の問題に対応するため、児童虐待防止に係わる関係機関向けのセミナー開催をNPOに委託し、福祉、保健、教育等の分野における専門職員の資質の向上を図る。

(2) 委託先 子ども虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）

(3) 実施方法 機関別に研修を実施する。

(4) 対象者 医療・保健機関担当者

教育・保育機関担当者

福祉関係担当者 等

(5) 事業開始年度 平成15年度から

4 事業に至る背景

(1) 児童虐待対応弁護士業務のキャプナ弁護団への委託

児童相談センターが受けた児童虐待相談に係る法律上の問題について、弁護士が、専門的立場から職員の相談・助言等の法的バックアップを行い、適正かつ効果的な相談援助業務を行えるよう、平成12年度からCAPNA会員を中心に構成されるキャプナ弁護団（CAPNAの下部組織ではない）の弁護士を弁護士会を通じ県児童虐待対応弁護士として委嘱してきた。平成16年度からは、この業務をキャプナ弁護団に委託している。

(2) CAPNAと児童相談センターの協定書

CAPNAと児童相談センターは、連携のあり方について何回かの話し合いを行い、その結果として平成14年12月25日に、児童虐待の予防や解決のため、有効に連携していく必要性について認識を共有し、情報の提供と秘密保持の取扱い並びに技術援助等の協力についての協定書に調印をした。

5 事業効果

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）は、医師・弁護士・大学教授等の専門家が多数会員となっており、独自に一般や専門家を対象とした啓発・研修活動や相談活動などを行っている。このNPOの専門的機能を、行政が活用することによって、より効率的・効果的な児童虐待防止対策を行うことが可能となった。

6 事業課題

今後、CAPNAと児童相談センターが、研修等にとどまらず、家庭への介入や保護者支援など、より密接で広範な連携を行うためには、まず個人情報に係る守秘義務の問題がクリアされなければならない。弁護士や医師等、職業として守秘義務が課せられている場合はともかく、一般のNPO会員が行政と協働する際には、守秘義務を担保する法的規定が不可欠である。この問題を少しでも軽減するために、平成14年に協定書を締結し、法的拘束力はないものの、組織内部の倫理綱領による縛りを求めた。

平成17年4月1日施行の改正児童福祉法では、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会の構成員となった民間の者の守秘義務が規定されたが、児童相談センターとの協働については、守秘義務の問題は依然として残されており、今後、法的整備が望まれる。

協 定 書

愛知県所管の児童・障害者相談センター及び児童相談センター（以下「相談センター」という。）と、特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（以下「CAPNA」という。）は、児童虐待の予防や解決のため、有効に連携していく必要性について認識を共有し、情報の提供と秘密保持の取扱い並びに技術援助等の協力について、次のとおり合意する。

（連 携）

- 1 相談センター及び CAPNA は、児童虐待の予防や解決のため、互いの立場を尊重し、密接に連携し協力する。

（個人情報提供）

- 2 相談センター及び CAPNA は、児童虐待の予防や解決のため、相互が保有するケースに関する情報の提供を求めることができる。
(2) 前項にかかわらず、相談センターは、児童福祉法、地方公務員法及び愛知県個人情報保護条例の法令の趣旨に照らし、情報提供する正当な理由がないと認めるとき又は相談者その他関係者との信頼関係をそこなうおそれがあると認めるときは、情報の提供を制限し又は提供しないことができる。また、CAPNA は、相談者その他関係者との信頼関係をそこなうおそれがあると認めるときは、情報の提供を制限し又は提供しないことができる。

（第三者への個人情報開示の禁止等）

- 3 相談センター及び CAPNA は、相互に交換した情報については、開示してはならない。
ただし、相談センター又は CAPNA は、第三者（当該保護者及び児童を含む）への必要な範囲での情報提供がやむを得ないと認めるときは、CAPNA 又は相談センターの同意を得て開示できる。

（情報提供先に対する措置請求）

- 4 相談センターは、第2項の情報提供に当たり、CAPNA に対し、適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めることができる。

（個人情報を請求できる CAPNA 会員の範囲と情報の取扱い）

- 5 CAPNA は、相談センターに情報提供を求めることができる会員の範囲及び守秘義務の取扱いについての細目を別に定め、これを相談センターに通知する。

（技術的援助等の相互協力）

- 6 相談センター及び CAPNA は、相談援助上の必要に応じ、双方のいずれかが主催するケース検討会議への出席のほか、専門知識・技術の提供や職員研修・啓発事業の協力を要請することができる。

(手続き)

7 情報の請求又は協力の要請については、児童相談センター長及び CAPNA 理事長を通して文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、弾力的な運用を行うことができる。

(その他の事項)

8 この協定書の内容に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項については、相談センターと CAPNA が協議の上定める。

相談センター及び CAPNA は、本書を 2 通作成し、それぞれの記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 14 年 12 月 25 日

愛知県中央児童・障害者相談センター

センター長 鈴木 國家

愛知県一宮児童相談センター

センター長 長谷川 陸 雄

愛知県海部児童相談センター

センター長 鈴木 岩 雄

愛知県知多児童相談センター

センター長 石 田 義 忠

愛知県西三河児童・障害者相談センター

センター長 野 田 正 文

愛知県刈谷児童相談センター

センター長 小 泉 武 彦

愛知県豊田加茂児童相談センター

センター長 富 永 忠 男

愛知県新城設楽児童相談センター

センター長 河 合 卓 世

愛知県東三河児童・障害者相談センター

センター長 鈴木 義 弘

特定非営利活動法人

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

理 事 長 岩 城 正 光

東京都の児童相談所と子どもの虐待防止センターとの連携状況について

1 自治体名 東京都

2 事業名

① 家族再統合のための援助事業

被虐待を理由に家族と分離中の子どもと保護者のうち、家庭引取りに向けて専門援助を行う必要があるものを対象に、家族再統合を目指したグループ心理療法を実施している。

② 児童相談所の介入から家庭支援までのネットワーク

児童相談所と対立した個別ケースのネットワーク会議への参加と保護者の親指導への対応を依頼している。

3 具体的活動

① 親グループカウンセリングのグループ指導員として、子どもの虐待防止センター職員の協力を得て、平成14年7月から月2回のペースで事業を展開している。

② 子ども、保護者への支援のあり方を協議する関係者会議等に、子どもの虐待防止センターの専門家（弁護士、医師、大学教授等）の参加を依頼し、専門的な見地から助言して頂くとともに、親指導の役割も担って頂いている。

4 事業の評価

① 児童相談所との良好な関係が構築できない保護者に対して、外部の方が関わって頂く事で、分離した家族のスムーズな再統合を図ることができる。

② 子どもの虐待防止センターのスタッフには、様々な専門家が揃っているため、ケース毎に高度なアドバイスが得られ、児童相談所と連携して親子へ適切な支援ができる。

5 事業の課題（連携以外の事項を含む。）

① 家庭復帰に向けて、どのようなプランを立て、子どもと保護者にいつ提示するか、また、地域の支援もどのように連携していくか

② 相談者との信頼関係を損なう恐れがある場合、子どもの虐待防止センターに対して児童相談所がどこまで情報を提供するか

協 定 書

東京都児童相談センター及び都内の各児童相談所（以下、「児童相談所」という。）と社会福祉法人子どもの虐待防止センター（以下、「防止センター」という。）は、個別具体的な児童虐待ケース（以下、「個別ケース」という。）の解決のために相互の密接な協力関係が不可欠であるとの認識に立ち、その協力関係における情報提供及び人の秘密の取扱いについて、以下のとおり合意した。

- 1 児童相談所及び防止センターは、個別ケースの解決のため、相互の密接な連携協力を努めていくものとする。
- 2 児童相談所は、個別ケースを援助するに当たり、防止センターに対し、同センターが所有する当該ケースに関する情報であって、かつ、児童相談所が当該ケースを援助するのに必要な情報の提供を求めることができる。
ただし、防止センターは児童相談所に情報を提供することについて、相談者との信頼関係を損なうおそれがあると認めるときは、児童相談所に提供する情報を制限することができる。
- 3 防止センターは、前項の情報提供に当たり、児童相談所に対し、当該情報を当該保護者、当該児童を含む第三者に開示しないよう求めることができる。
- 4 防止センターは、個別ケースを援助するに当たり、児童相談所に対し、児童相談所が所有する当該ケースに関する情報であって、かつ、防止センターが当該ケースを援助するのに必要な情報の提供を求めることができる。
ただし、児童相談所は、児童福祉法その他の関係法令の趣旨に照らし、情報提供する正当な理由がないと認めるときは、防止センターへ提供する情報を制限することができる。
- 5 防止センターは、正当の理由なく、前項の情報提供により知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
児童相談所は、前項の情報提供に当たり、防止センターに対し、当該情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 6 児童相談所に情報提供を求めることができる防止センターの職員の範囲及び守秘義務の取扱いについての細目は防止センターが別に定める。
- 7 協定書の内容に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項については、児童相談所と防止センターが協議の上決定する。

児童相談所及び防止センターは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成12年11月6日

東京都児童相談センター 所長 大久保 隆

社会福祉法人子どもの虐待防止センター 理事長 上出 弘之

